URL: http://tsigeto.info/family/

#### 現代日本学各論III/現代日本学社会分析特論I

#### 現代日本における家族と人口

田中重人 (東北大学文学部准教授)

#### 1 概要

- ◆ 授業の目的と概要:特に家族制度と人口現象に注目して、近代以降の日本社会について講義する
- ◆ 学習の到達目標: 現代日本社会の分析のために必要な知識と方法を知る
- ◇ 教科書:なし
- ◇ 成績評価の方法:授業中の課題と宿題による
- ※ 授業中の課題遂行のため、携帯用通信機器や電子辞書の持ち込みを推奨する。

#### 2 授業予定

- (1) 第1講 法と規範 [10/10]
- (2) 第2講 法的な情報を調べる方法 [10/24]
- (3) 報告と討論 [10/31]
- (4) 第3講 家族法について補足 [11/7]
- (5) 第4講 人口統計と人口現象 [11/14]
- (6) 第5講 20世紀日本社会の人口変動 [11/21]
- (7) 進度確認 (1) [11/28]
- (8) 第6講 近代化にともなう社会変動 [12/5]
- (9) 第7講 工業化と都市化 [12/12]
- (10) 第8講 イエ制度の解体と個人主義化 [12/19]
- (11) 第9講 日本的経営と福祉国家 [1/9]
- (12) 進度確認 (2) [1/16]
- (13) 講義全体のまとめと講評 [1/23]
  - ※ [] 内の日付は、おおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

#### 3 課題等

- 授業時間内に作文を完成させる課題 (次の週に返却します。1/16にまとめて再提出)
- 法律・判例等について調べる宿題と授業中の討論 (10/31)
- 11/28 授業時に進度確認の課題を予定 (20点相当、持ち込み可)
- 1/16 授業時に進度確認の課題を予定 (20 点相当、A4 判1 枚の自筆メモのみ持ち込み可)

#### 4 受講登録フォーム記入

→ 配布資料参照

#### 5 今日の課題

4人でグループを作り、別紙の4つの用語について調べる。グループ内で話し合って各用語の主担当を決め、調べたあとで意見交換すること。

# 現代日本学各論 III「現代日本における家族と人口」(田中重人) 受講登録フォーム

氏名 (よみ):
学年:
学籍番号:
所属 (文学部現代日本学 <b>以外</b> の場合):
興味のあること (非学術的な内容でも可):
授業でとりあげるテーマについての希望、配慮を要する事項、その他(もしあれば)
以下は採点用
<b>☆</b> 耳音

課題参加

課題用紙 (科目名: 現代日本学各論 III)

2019年 10月3日 2講時

テーマ【授業に関連する基礎知識】 座席位置 (左・中央・右) (前・中央・後)

(1) 嫡出推定

意見をくれた人とその内容:

(2) 平均寿命

意見をくれた人とその内容:

(3) ペティの法則 (Petty's Law')
(4) 日本的経営
意見をくれた人とその内容:

## 第1講 法と規範

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 家族制度、規範、民法、戸籍法、世帯

#### 1 前回課題について

自分用のメモを書かないこと。授業用ノート等は各自で用意する。 概念と用語を理解(推測)するには、つぎのようなことを考えてみるとよい:

- ことばを分解する
- 対義語・類義語
- 背景知識
- 抽象的な定義
- 具体的な定義
- 概念の内包と外延
- 分野
- 誰(何)による定義か

#### 発展編:

- (1) 嫡出推定: 立法者の思想 (社会的構築物としての親子関係); 合理的な点と不合理な点; 不合理性を除去するために何が考えられてきたか (「推定の及ばない子」等の判例、民法改正案、医学の進歩への対応)
- (2) 平均寿命: 何のための指標か (「普通死亡率」(年間死亡数 / 人口) とのちがい); なぜ男女別に計算するか: 集約しすぎ問題
- (3) ペティの法則:経済学・経済統計・国民経済計算の歴史;産業構造の変化は私たちの生活や社会の仕組みにどのような影響をあたえたか
- (4) 日本的経営: どういう意味で「日本的」であるのか?; 経営・労働以外の面で、私たちの生活や社会 の仕組みにどう影響しているか; 現在はどうなっているか

#### 2 今回の課題

配布した資料 (前回課題の用語についての解説) を読み、つぎの作業をおこなう

• 各自でわからない語句や文章を用紙左側に抽出

• そのあとの討論や講義を聴いてわかったことを用紙右側 に書く

左右の対応関係がわかるようにすること(矢印でむすぶ、番号を対応させるなど)

### 3 今後の授業時間内課題についての注意事項

授業の前半と後半にそれぞれ構想・執筆のための時間を設ける。授業時間内に完成させて提出すること。課題用紙は表面だけを使う。裏面には何も書いてはならない。

常体 (「である」体) で、きれいな読みやすい字で書くこと。ことばの誤用や誤字がないように注意すること。国語辞典 (電子辞書でよい) を常備することがのぞましい。

下書きのための用紙は各自で用意する。ノートでもよいし、大きい紙やカードを用意してもよい。また、執筆中の推敲が必須になるので、鉛筆(またはシャープ・ペンシル)と消しゴムで書くことがのぞましい。

配布資料のほか、何でも参照してよい。ただし、何を参照したかをかならず書くこと。

提出前にかならず誰かにみせて意見をもらうこと。意見をもらった相手と意見の内容を用紙下部の該 当欄に書く。

用紙下部の「教員宛メッセージ」欄には、授業に関する感想・質問・意見、次回以降の欠席の連絡などを書く(採点対象外)。

提出された課題用紙は、採点のあと、つぎの回に返却する。修正の指示がある場合は書きなおして再 提出すること。修正の指示がないばあいも、書きなおして再提出してもよい (採点結果には影響しない)。 いずれの場合も、修正部分を色ペンで加筆する、あるいは書きなおし前のものと書きなおし後のものの 両方を提出するなど、どこをどう直したかがわかるようにしておくこと。

欠席・早退などのために提出できなかった場合は、後日提出してもよい (減点の対象になる)。なお、 用紙は http://tsigeto.info/brd2.pdf から入手できる。

学期末にすべての課題をまとめて再提出してもらうので、いったん返却された課題用紙をきちんと保 管しておくこと。

## 4 「親族」と「家族」

#### 4.1 「親族」(kinship)

親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- 孫 = 子供の子供
- 祖父母 = 親の親
- 兄弟姉妹 = 親の子
- 姑・舅 = 配偶者の親
- 甥・姪 =
- 義理の兄弟姉妹 =

- (1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「血族」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「姻族」(affinity)という。
- (2) 親族のうち、世代的に上の者を「尊属」(ascendant)、下の者を「卑属」(descendant)という。
- (3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「直系」(lineal)、折り返さないとたどりつけない場合を「傍系」(collateral)という。
- (4) 親族関係の近さをあらわすのに「親等」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである (ローマ法方式)。
  - ※ 日本の民法での用語法は微妙にちがうので注意

#### 4.2 「家族」(family)

親族のうち、ある範囲の人々に「家族」としての特殊な権利と義務があたえられている場合がある。

- 家族の範囲はどうやって決まるのか?
- 家族(の成員)には、体内的・対外的にどのような権利と義務があたえられているか?

集団としての家族とネットワークとしての家族

#### 5 民法と戸籍法

#### 5.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law) という。古い用語では「身分法」「人事法」 ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別す ることがある。

日本の家族法に関する年表 (有地, 2005, pp. 4-11)

1868: 明治維新

1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)

1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止

1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)

1945: 連合国軍による占領 (~1951)

1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

#### 5.2 明治民法と戸主制度

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた (明治民法 732条)

#### 5.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

現行の日本法では、集団としての「家族」に相当する規定はなく、夫婦 (婚姻) 関係と親子 (実子/養子) 関係が「民法」(第4編) に定められている。

ただし、住民基本台帳が「世帯」別に編成されており、これが集団としての「家族」を代用するものとして扱われることがある。

### 6 次回以降の準備

つぎの3本の論文のうち、自分が興味のあるものを選んでその内容を読むとともに、**関連する資料を集めておく** こと。

- 稲熊利和 (2007)「生殖補助医療への法規制をめぐる諸問題: 代理懐胎の是非と親子関係法制の整備等について」(特集 政策課題) 『立法と調査』263: 128-136. <a href="http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1003911">http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1003911</a>
- 鈴木眞次 (1992)「離婚給付の決定基準」『私法』54: 245-250. <a href="http://doi.org/10.11324/shiho1949">http://doi.org/10.11324/shiho1949</a>.
  1992.245>
- 長尾英彦 (2015)「非嫡出子の法定相続分差別」『中京法学』49: 415-424. <a href="http://id.nii.ac.jp/1217/00000247/">http://id.nii.ac.jp/1217/</a>

## 第2講 法的な情報を調べる方法

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 判例・法律の探しかた

## 1 探す対象 (主として既存の国内法について)

- (1) 判例
- (2) 法律の条文や立法・改正の経緯(政令・省令等を含む)
- (3) 法解釈や判例に関する学説

#### 2 法律・政令その他

法律の名称と略称、法令番号について

**例:** 育児・介護休業法 = 1991年に「育児休業等に関する法律」(1991年法律第76号) として成立、5 月 15日に公布

改正法の仕組み→「○○を改正する法律」によるパッチワーク

**例:** 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年法律第107号) → 題名を「育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更 (1995年6月9日)

改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい)
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規)
- 六法全書
- e-Gov 法令検索 (総務省) <a href="https://elaws.e-gov.go.jp">https://elaws.e-gov.go.jp</a>

立法・改正の経緯

● 日本法令索引 (国立国会図書館) <http://hourei.ndl.go.jp>

#### 3 判例

- 判例の原本は判決文そのもの → 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている → 『最高裁判所判例集』など。裁判所 WWW サイトでも検索、表示できる <a href="http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/search1">http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/search1</a>
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある → 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

#### 4 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

- → その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさえておく
- → 判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。

### 5 データベース

東北大学では、2011年度から、「第一法規法情報総合データベース D1-Law.com」を購入している。東 北大学キャンパス内のコンピュータからアクセス可能。

 $\rightarrow$  https://www.d1-law.com/ip\_login/

「現行法規 履歴検索」では、現在および過去の法律とその改正過程のほか、任意の一時点で有効な法律の条文を表示させることができる。

「判例体系」では、主要な判例集・判例誌に掲載された判例が検索できる。

#### 6 宿題

前回提示した3本の論文から1本を選び、その論文の**前提となる事柄** について解説する資料を作る。 来週は各自の資料を必要部数 (今回指定) 持ってきて、説明する。

#### 女献

いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子 (2012)『リーガルリサーチ 第4版』日本評論社.

## 報告と討論

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 家族法について、討論を通じて理解する

#### 1 課題

前回決めた分担にしたがい、グループに分かれて説明、その後討論。 作ってきた資料は、1部を提出し、のこりはグループ内で配る。 来週の授業で**説明してほしいこと**を課題用紙に書いて提出。

## 2 とりあげる文献

- 稲熊利和 (2007)「生殖補助医療への法規制をめぐる諸問題: 代理懐胎の是非と親子関係法制の整備等について」(特集 政策課題) 『立法と調査』263: 128-136. <a href="http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1003911">http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1003911</a>
- 鈴木眞次 (1992)「離婚給付の決定基準」『私法』54: 245-250. <a href="http://doi.org/10.11324/shiho1949">http://doi.org/10.11324/shiho1949</a>.
  1992.245>
- 長尾英彦 (2015)「非嫡出子の法定相続分差別」『中京法学』49: 415-424. <a href="http://id.nii.ac.jp/1217/00000247/">http://id.nii.ac.jp/1217/</a>

## 第3講 家族法について補足

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 家族法に関するグループ別討論で欠けていた情報について補足的に講義

### 1 予備知識

#### 1.1 法学論文に関する必要情報

- 著者と発表媒体
- 法律や判例の探しかた

#### 1.2 日本の法律のつくられかた

- 立法と司法の仕組み (近代政府と2次ルール)
- 議員発議 (議員立法) と内閣発議 (閣法)
- 法務省と内閣法制局
- 憲法と違憲立法審査

#### 1.3 日本の家族法の歴史

- 民法(第4編「親族」と第5編「相続」)
- 戸籍
- 1878年民法草案、1890年民法典論争
- 1947年民法改正

#### 2 生殖補助医療

Assicted reproductive technology (ART) とは

- 卵子・精子 → 受精卵 → 胚 → 胎児
- どのような形態の医療がおこなわれるか
- 法的規制と専門家の自主規制
- 自発性と強制性
- 産業としての生殖医療
- 出自を知る権利

- 個人情報をコントロールする権利と遺伝情報
- なぜ立法が遅れるのか (「臓器の移植に関する法律」(1997年法律第104号) との比較)

## 3 離婚給付

- キリスト教における「離婚」と alimony 制度
- 日本の離婚法の成立・改正経緯
- 明治民法における離婚
- 判例による「慰謝料」制度の確立
- 1947年民法改正時の「財産分与」の解釈 (清算・扶養・慰謝料)
- 「1/2ルール」への移行
- 協議離婚・調停離婚・裁判離婚
- 年金分割

## 4 非嫡出子の相続

- 遺言と法定相続
- 遺留分
- 相続に関する協議と決定
- 1996年民法改正要綱案
- その後の経過
- 判例変更とは

## 第4講 人口統計と人口現象

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 人口学と人口統計

### 1 人口学とは

「人口」(population): ある属性 (たとえば居住地・年齢・性別など) に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography) だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies) と区別することがある。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因 (出生・死亡・移動など)

### 2 人口ピラミッド (population pyramid)

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高年齢になるようにして、グラフにあらわしたもの。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか? それはどのように変化してきたか?

年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数 (高齢化率)、従属人口指数など

### 3 人口動態 (population dynamics)

### 3.1 人口方程式 (demographic equation)

現代日本社会では、国際移動による増減はそれほど大きくない。日本全体の人口の変動は、大部分は自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

#### 3.2 コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

- ※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。
- コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。
- 期間 (period) 観察 …… 一時点 (あるいは一定期間) における状態を観察すること。

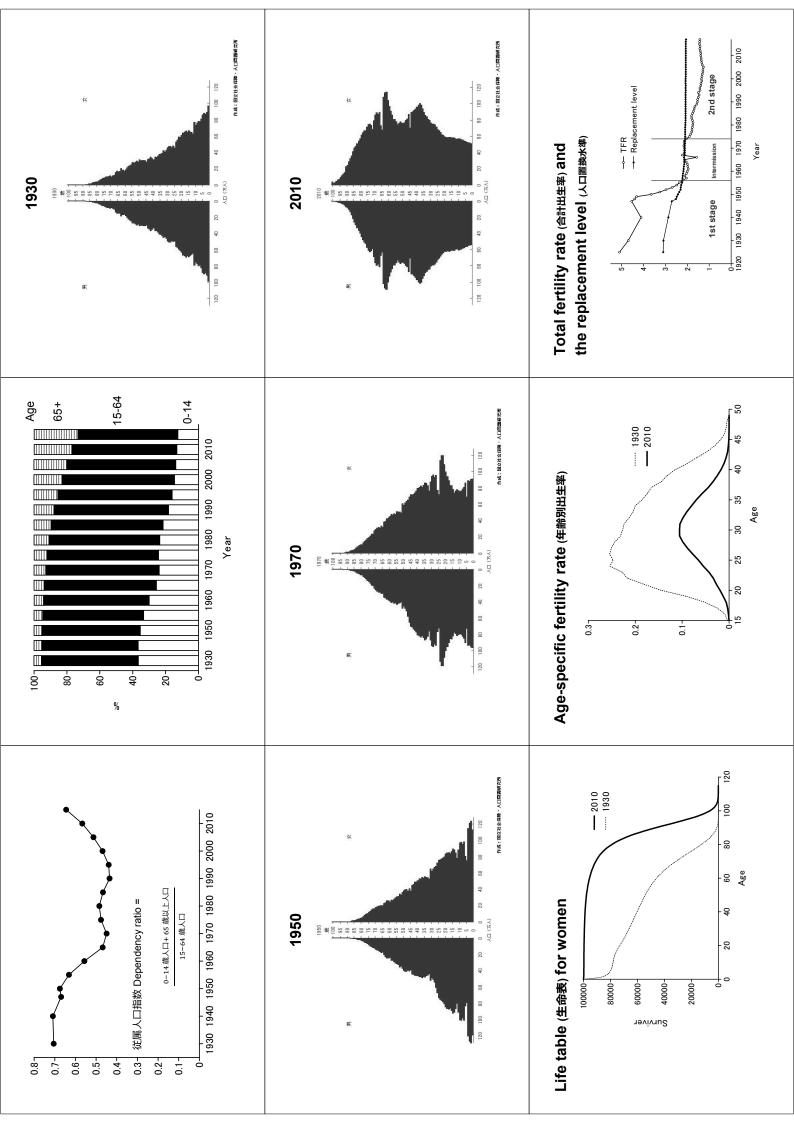
## 4 人口転換 (demographic transition)

近代化にともなって、死亡率が低下し、出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。この変動のことを「人口転換」と呼ぶ。

- 出生力と人口置換水準との関係の歴史的変化
- 人口転換の「第1」「第2」の局面



## 第5講 20世紀日本社会の人口変動

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 人口転換とは

## 1 出生力 (fertility) の指標

**完結出生力 (complete fertility rate):** 女性1人が、途中で死なない場合に、生涯に出産する子どもの数

**純再生産率 (net reproduction rate):** 世代 n の出生可能年齢時の人口を、その親世代 n-1 の出生可能年齢時の人口で割ったもの

置換水準 (replacement level): 純再生産率が1になるときの完結出生力

## 2 人口転換 (demographic transition) のモデル

#### 2.1 多産多死の社会

第1世代:出生時 =女100万+男100万 出産可能年齢= 50万十 50万  $\downarrow$  CFR = 第2世代:出生時 = 100万十 100万 出産可能年齢= 50万十 50万  $\downarrow$  CFR = 第3世代:出生時 100万十 100万

#### 2.2 多産少死の社会

#### 2.3 少産少死の社会

第1世代:出生時 =女 100万+男 100万 出産可能年齢= 96万+ 96万 → CFR = 第2世代:出生時 = 100万+ 100万 出産可能年齢= 96万+ 96万 → CFR = 第3世代:出生時 = 100万+ 100万

#### 出生力が置換水準を下回った (below-replacement-level) 社会 $\mathbf{2.4}$

=女100万+男100万 第1世代:出生時

出産可能年齢= 96万十

 $\downarrow$  CFR = 1.5 第2世代:出生時 万十 万

出産可能年齢= 万

 $\downarrow$  CFR = 第3世代:出生時 万

#### 期間 (period) 観察による指標 3

人口の変化をコーホートを追跡して観察するのは、長期間を要し、むずかしい。実際には、1年間の 死亡・出生などのデータを利用して、そこから年齢構造の影響を除いたものを計算し、それを人口動態 を表す指標として代用している。

- 平均寿命 (Life expectancy at birth) …… 出生から死亡までの期間の長さの平均を求める
- 合計 (特殊) 出生率 (total fertility rate) …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を 求める

これらは、年齢別出生数や「生存数曲線」のグラフにおいてどのように表現できるか?

### 人口転換のタイミングとスピード

- 日本ではっきりと出生力が低下し始めるのは1920年以降(それ以前がどうだったかは諸説ある)。
- 1956年に合計出生率が置換水準と同レベルになり、それ以降1970年代前半までは横ばい。
- 1974年以降、合計出生率が置換水準を上回ったことはない。

#### 他の社会との比較:

- 西ヨーロッパ (特にイギリスとフランス) ではもっと早く始まり、進行が遅い
- アジアの多くの国ではもっと遅く始まり、進行が速い

### 対対

国立社会保障・人口問題研究所 (n.d.)「人口ピラミッドデータ」<http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/ pyra.html> 2013年5月31日閲覧.

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008)『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版.

## 第6講 近代化にともなう社会変動

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 「近代」社会の性質と、そのなかでの家族の変動

### 1 中間試験について

20点満点 (各10点)

- 「結婚」制度はなぜ存在するのか
- 妊娠期間の数えかたについて
- 「多産少死」「少産少死」の意味

#### 2 課題

近代以降 (日本では明治以降) とそれ以前の社会とでは、社会制度はどのようにちがうか。特に家族 に着目したときにはどのようなちがいがあるか。

### 3 前近代から近代へ

近代化 (modernization)

- 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 経済面の変化: 分業と市場経済の発達: 産業化: 雇用労働者化
- 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; 家族の機能縮小

近代化する社会における前近代的セクターと近代的セクターの併存 (二重システム = dual system)

- 都市 vs. 村落
- 雇用者 vs. 家族経営的自営業

近代化が進展する途上を「前期近代」、社会のほぼ全体が近代化してしまったあとを「後期近代」と呼んで区別することがある。

### 4 「近代家族」とは

#### 4.1 家族の機能縮小

近代以前の社会において家族が果たしてきた主要な社会的機能 (social function) としてはつぎのようなものがある。

- 家業の経営 ▼
- 扶養と safety net ▼
- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の教育▼ と社会化 (socialization)
- 親密な人間関係

近代化とともに、家族の機能は少なくなってきた (▼印のものが縮小)。この機能縮小の過程は、日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展した (教科書 pp. 32–36)。日本社会全体にひろまるのは高度経済成長期 (1970年代ごろまでにほぼいきわたる)。

#### 4.2 近代家族と家族問題

近代家族は、近代化に適応してできた合理性を持つ家族制度である。

- 産業化した社会のなかで「労働力の再生産」を担う集団
- 初期段階の子供の社会化
- 家族を単位とした生活保障システム

他方、この制度にはさまざまな問題もある。「家族問題」とされる現象のほとんどは、近代家族の特徴に関係している

- 市民社会の原理 (自由と平等) との齟齬: 特に性別役割分業と男女平等の関係 → 女性差別撤廃条約、 男女共同参画社会基本法
- 情緒的親密さと暴力のコントロール: ドメスティック・バイオレンスと虐待の問題
- 人口の再生産: 未婚化と少子化

## 第7講 日本的経営と福祉国家

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 労働や社会政策と家族との関係を理解する

### 1 「日本的経営」とは

(初回資料参照)

- 終身雇用
- 年功序列
- 企業別労働組合

会社などの組織は、長期的な相互信頼に基づいて運営していくことが必要であるため、組織内で人的資本 (human capital) や社会関係資本 (social capital) を形成して長期雇用を促す仕組み自体はどこにでもある。

→ 社会的に正当化された信念 (ideology) としての終身雇用・年功序列

日本的経営 (をめぐる言説) の歴史的背景

- 戦時総動員体制 (1940年代前半)→労使協調路線 (野村 2007)
- 戦後の労働運動 (1940年代後半) →年功序列・家族賃金 (河西 2001)
- 高度経済成長とピラミッド型人口構造 (1950-60年代) →若者を安く使うのが合理的
- 石油ショック以降の不景気への対応 (1970年代) →日本文化論の興隆

日本的経営は、現実には、大企業の正社員の一部 (主として男性) に適用されているにすぎない。に もかかわらず、日本の企業経営の理想形 (ideal) と認識されてきた。

- 大企業-中小企業の格差
- 企業系列と「下請け」(subcontractor)
- 企業を退職して自営業主になるという、もうひとつの理想的キャリア (盛岡・青井 1987)
- 家内工業 (homeworkers)
- 縁辺 (peripheral) 労働力: 出稼ぎ、パート、アルバイト、高齢者……

## 2 日本的経営と男性稼ぎ手 (male breadwinner) モデル

正社員の男性であれば、30代くらいには、妻と2人以上の子供を養える給料が受け取れるという条件。 1960年代以降、正社員の夫と専業主婦の妻、子供二人という「標準世帯」モデルが使われるように なる。

## 3 福祉国家 (welfare state) の形成と日本的変容

ひとりで生きていけない人の生活を誰が保障するかという問題。旧来の共同体 (家族や地域) か、政府か、市場か?

- 生存権 (憲法 25条) の確立、生活保護制度
- 社会保険制度の確立 (1960年代)
- 「福祉元年」: 1973年
- 福祉国家論の衰退: 1980年代「日本型福祉社会」論 →家族による扶養の強調

### 4 来週の予定

進度確認 (第2回) の課題をおこないます。自筆によるメモ1枚 (A4判) のみ持ち込み可。

### 5 文献

- 河西宏裕 (2001)『電産型賃金の世界: その形成と歴史的意義』(新装版) 早稲田大学出版部.
- 野村正実 (2007)『日本的雇用慣行: 全体像構築の試み』ミネルヴァ書房.
- 森岡清美・青井和夫 (編) (1987) 『現代日本人のライフコース』日本学術振興会.

## 講義全体のまとめと講評

田中重人(東北大学文学部准教授)

[テーマ] 授業全体について復習とまとめ

## 1 進度確認課題 (第2回) について

配点: 20 点満点 (6 点 + 5 点 + 9 点)

問2について(日本社会の各時期のイメージ)

### 2 授業全体のまとめ

家族に関する知識

- 現代日本における親族法
- 年齢別人口、出生など、人口学の基本的な指標と、日本社会での過去の状況
- 近代における家族変動の方向性とその結果
- 現代 (日本) 社会における問題点
- 一般的な能力の涵養
- 学術的な文章を読む
- 議論する

## 3 応用的視点

- 「近代化」の過程:各社会の共通性と独自性
- いろんな分野について知っておくことの重要性
- 自分の得意な領域を持つこと
- 情報源としての fiction
- 労働の制度との関連 (→来年度授業?)